

令和6年12月17日

【 警 察 庁 】

【概要書】

令和5年度犯罪被害者等施策

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

令和 5 年度犯罪被害者等施策（犯罪被害者白書）について

1 犯罪被害者白書について

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、毎年、国会に提出している法定白書（今年で19回目。国家公安委員会・警察庁としては9回目）。政府による犯罪被害者等施策の進捗状況について記載。

2 構成について

(1) 特集

犯罪被害者等施策推進会議決定に基づく取組の進捗状況

第1章 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討

第2章 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設

第3章 国における司令塔機能の強化

第4章 地方における途切れない支援の提供体制の強化

第5章 犯罪被害者等のための制度の拡充等

(2) 年次報告

第4次犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた具体的施策の進捗状況

第1章 損害回復・経済的支援等への取組

第2章 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

第3章 刑事手続への関与拡充への取組

第4章 支援等のための体制整備への取組

第5章 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

(3) トピックス

- こども・若者の性被害防止のための取組について
- 矯正施設における被害者等の心情等の聴取・伝達制度について
- 犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定状況 等

(4) 基礎資料

犯罪被害者等基本法、第4次犯罪被害者等基本計画、令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定、犯罪被害者等施策関係予算、地方公共団体の取組状況、犯罪被害者等に関する相談先一覧等を掲載。